

さ情審査答申第262号  
令和6年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成29年5月2日付けで貴職から受けた、「スポーツ振興課が所有する指定管理者との協定書(契約書)及び報告書(年次)直近のもの」の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年12月1日付けスス振第3904号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不開示とした、実施事業の内容、申込・参加者数及びアルバイト人数の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第7条第3号に該当しない。

内容を市民に公開していない自主事業なら中止せよ。

情報公開日本一とは何でしょうか。市報等で募集時に内容は公開している。

別の報告書には、氏名を不開示としながら人数は数えればわかります。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書によると、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人が平成28年10月18日付で行政情報開示請求を行った行政情報のうち、実施機関が特定した各体育館及び大宮武道館の平成27年度年次報告書について、各体育館及び大宮武道館平成27年度年次報告書のうち、①収支予算書（決算）のうち自主事業に関する収支の項目の内訳及び備考、②平成27年度委託料内容のうち委託内容ごとの内訳金額・積算に関する部分、③平成27年度自主事業内容のうち実施事業の内容、申込・参加者数（実績）、収支に関する部分、④平成27年度決算内容のうち人件費内訳に関する部分、⑤職員の配置状況のうちアルバイト人数を不開示とする行政情報一部開示決定をし、平成28年12月1日付けで通知した。
- 2 ①及び③に関し、自主事業は指定管理者が自己の責任において企画・運営しているものであるため、実施事業の内容には、公表されている情報以外の指定管理者の独自のノウハウやアイデアが含まれている。また、申込・参加者数（実績）及び収支は、そのノウハウやアイデアに基づいて実施した結果である。自主事業の企画・運営の内容とその申込・参加者数や収支を開示することで、それぞれの自主事業がどのような形で企画・運営され、どのような経過・結果となったかが分かることとなる。このため、各指定管理者に意見照会を行い、指定管理者の独自のノウハウやアイデアを開示することにつながる部分について、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報として、条例第7条第3号に該当すると判断し、不開示としたものである。
- 3 ④及び⑤に関し、職員の配置状況は、各体育館及び大宮武道館の指定管理業務を行うに当たり、どういった職員を配置して管理運営体制を整備するかについて、指定管理者自ら検討し実施した結果であるため、指定管理者の独自のノウハウやアイデアに基づくものと言える。指定管理業務を実施する上での職員の配置状況のすべてを開示することは、指定管理者の独自のノウハウやアイデアを考慮しないこととなる。また、それら職員の人件費内訳を開示することも同様である。
- 4 このため、各指定管理者に意見照会を行い、職員の配置状況のうち、法人等の正当な利益を害するおそれがある部分を特定した上で、人件費内訳も含め、条例第7条第3号に該当すると判断し、不開示としたものである。②に関しては、本件審査請求に直接言及されていないため、割愛する。
- 5 不開示とした情報のうち③を開示せよとの主張について審査請求人は、各体育館及び大宮武道館で指定管理者が実施している実施事業の内容、申込・参加者数を不開示情報としたのは違法・不当であるとし、その理由として、市報等で募集時に内容は公開しているはずである旨を主張している。しかし、市報等で募集時に掲載される情報は、行事名・期日・時間・対象・定

員・費用及び申込み方法等であって、申込数や参加者数の実績は公開されていない。また、どのような事業内容をどのように実施するかについては、募集の段階ですべて決まっているものではなく、年齢や性別、人数等の応募者の構成に応じて変更などがありうるものである。このため、各体育館及び大宮武道館の年次報告書には、それら公開されていない情報を含んでいるものがある。よって、当該公開されていない情報のうち、各指定管理者に意見照会を行い、指定管理者の独自のノウハウやアイデアを含む部分として、実施事業の内容、申込・参加者数を不開示としたことは、法人等の正当な利益を害するおそれを鑑みると妥当である。

- 6 不開示とした情報のうち⑤を開示せよとの主張について、審査請求人は、職員の配置状況のうち、アルバイト人数を不開示情報としたのは違法・不当であるとし、その理由として、別の報告書では氏名を不開示としつつも人数は数えることで分かる旨を主張している。アルバイト人数は、与野体育館及び記念総合体育館の平成27年度年次報告書における記述である。これは、正社員等の氏名・人数とは分けて記載されている。その他の体育館や武道館においては、常勤非常勤の別や役職・担当業務等の別により職員の氏名・人数が記載されており、その記載の方法は各指定管理者によって異なっている。年間を通じた指定管理業務では、職員の個人に関する情報である配置転換等が行われるなど、職員の配置状況に変更がなされる場合がある。人数を含め、それらすべてを開示することは、指定管理業務の内容や各法人の内部の事情及び職員の個別の事情等を考慮して指定管理者が自ら検討した結果である管理運営体制のすべてが分かってしまうことになる。実施機関としては、それら年間を通じた職員の配置状況を推定できるような場合には、指定管理者の正当な利益を害する可能性があるとして判断したものである。よって、アルバイト人数のみをもって不開示とすべき情報と判断したものではない。各体育館及び大宮武道館の平成27年度年次報告書にあっては、その記載の方法が各指定管理者によって異なっていることもあり、それぞれに意見照会を行い、職員の配置状況につき正当な利益を害するおそれがある部分を確認した。この結果、与野体育館及び記念総合体育館の場合、アルバイト人数を開示することで指定管理者の正当な利益を害する旨の意見が提出され、また、これを開示した場合、年間を通じた職員の配置状況が推定できることから不開示としたものである。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年10月18日に開示請求

を行った「スポーツ振興課が所有する指定管理者との協定書（契約書）及び報告書（年次）直近のもの」である。

実施機関は本件開示請求に対し、請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記載されており、その者の意見を聴取する必要があり、開示決定期間内での決定が困難であることから、行政情報開示決定期間延長を行い、その後、①浦和駒場体育館、②大宮体育館、③与野体育館、④浦和西体育館、⑤記念総合体育館、⑥大宮武道館について、それぞれ、基本協定書、平成28年度協定書、平成27年度年次報告書の3種類を特定し、条例第7条第2号及び第3号に該当すると判断した部分を除いて開示したところ、不開示とされた情報のうち、㉞平成27年度自主事業内容のうち実施事業の内容、申込・参加者数（実績）、収支に関する部分 ㉟職員の配置状況のうち、アルバイト人数は条例第7条第3号に該当しないという主張から、当該部分の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

## 2 本件処分の当否について

- (1) スポーツ振興課が所管する5つの施設の指定管理業務についての審査請求である。審査請求では、実施機関による行政情報一部開示決定により不開示となった上記㉞及び㉟の開示を求めている。

以下に検討する。

- (2) ㉞について

自主事業は指定管理者が自己の責任において創意・工夫や安全への配慮などをして企画・運営しており、実施事業の内容には、公表されている情報以外の指定管理者の独自のノウハウやアイデアが含まれている。また、申込・参加者数（実績）及び収支は、そのノウハウやアイデアに基づいて実施した結果である。事業の企画・運営の内容とその申込・参加者数や収支を開示することで、それぞれの自主事業がどのような形で企画・運営され、どのような経過・結果となったかが分かることとなる。このため、各指定管理者に意見照会を行い、指定管理者の独自のノウハウやアイデアを開示することにつながる部分について、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報として、条例第7条第3号に該当すると判断し、不開示としたことは妥当である。

- ㉟について

職員の配置状況はどういった職員を配置して管理運営体制を整備するかについて、指定管理者自ら検討し実施した結果であるため、指定管理者の独自のノウハウやアイデアに基づくものと言える。このため、各指定管理者に意見照会を行い、この結果、与野体育館及び記念総合体育館の場合、アルバイト人数を開示することで指定管理者の正当な利益を

害する旨の意見が提出され、また、これを開示した場合、年間を通じた職員の配置状況が推定できることから条例第7条第3号に該当すると判断し、不開示としたことは妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 5月 2日	諮問の受理（諮問第457号）
②	令和 6年 1月18日	審議
③	令和 6年 3月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 6年 4月18日	審議

#### さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	中 澤 和 美	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士
委 員	龍 由 紀 子	弁護士

(五十音順)